

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会・人材バンク登録規程

1 人材バンクとは

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会、東京都障害者スポーツセンター等が実施する講習会修了者や東京都障害者スポーツ指導者協議会の会員となっている障がい者スポーツ指導員等が、都内の障害者スポーツの普及振興のために自ら地域で活動できるよう活動の機会等の情報提供をする人的登録システムのことをいう。

2 人材バンクの目的

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会、東京都障害者スポーツセンター等が実施する講習会修了者や東京都障害者スポーツ指導者協議会の会員となっている障がい者スポーツ指導員等が、都内の障害者スポーツの普及振興及び地域に根ざした障害者スポーツ活動の発展に自ら参画・協力することのできる機会・活動の場等を提供し、東京都における障害者スポーツの普及・発展を支える人的基盤を構築するものとする。

3 活動範囲

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会、東京都障害者スポーツセンター、東京都、区市町村、地域スポーツクラブ、福祉施設、特別支援学校、その他障害者スポーツの普及振興を推進する団体等が実施する事業への協力・参画。

4 登録（認定）

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会、東京都障害者スポーツセンター等が実施する講習会修了者や東京都障害者スポーツ指導者協議会の会員となっている障がい者スポーツ指導員等で、障害のある方が地域でのスポーツ活動を行うことをサポートしたい方、障害者スポーツセンターでの教室等をサポートしたい方、協会あるいは関係団体の実施する事業等をサポートしたい方で登録申請を行った方をバンク登録者として認定する。

5 登録方法および更新

登録、更新は無料。

登録は所定の登録申請書（ホームページよりダウンロード可能）に必要事項をご記入のうえ、当協会へ送付のこと。

登録については、年度登録とする。（登録済みの方には、毎年、更新の通知をする。）

※年度途中で住所・連絡先等に変更があった場合は、変更の内容を当協会までお知らせください。

6 活動情報の提供

年度事業で実施が決定しているものについては、更新案内とともに通知するが、基本的にはホームページにおいて情報提供する。（ダイレクトメールにて情報提供を希望する方には、メール配信する。）

7 資格の喪失

登録の辞退を申し入れた者・更新案内通知後1年を経過しても更新手続きをしない者は、登録を抹消する。ただし、復権、新規登録は随時受け付ける。

8 連絡先

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 地域スポーツ振興課
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 12階
TEL. 03-5206-5586 FAX. 03-5206-5587